

楽天ブラックカード会員様へ

楽天ブラックカード付帯

国内旅行保険ガイド

国内旅行傷害保険補償規定

楽天ブラックカードでは、会員の皆様のご旅行中の万が一に備え、国内旅行傷害保険が自動的に付帯されております。補償内容につきましては、以下規定事項をご確認ください。

被保険者の範囲

楽天ブラックカード本カード会員様およびその配偶者、生計を共にする同居の親族^(※)、生計を共にする別居の未婚のお子様

※ 「親族」とは6親等内の血族、3親等内の姻族の方をいいます。

補償される場合

被保険者が、会員資格期間中で、かつ、日本国内において、公共交通乗用具^(※1)に乘客としてご搭乗している間の事故、被保険者が宿泊施設^(※2)で宿泊中の火災または破裂・爆発による事故、被保険者が宿泊を伴う（ツアーバス等での車中泊は除きます。）募集型企画旅行に旅行者として参加している間の事故によって被った傷害に限り補償されます。

※1 「公共交通乗用具」とは航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バス、タクシーなどをいいます（当該旅行のために乗用するものに限りします。）。

※2 「宿泊施設」とはホテル等の宿泊施設のことをいいます。

補償内容

被保険者が、会員資格期間中で、かつ、日本国内において次のいずれかに該当する間に、傷害を被った場合は、保険金を支払います。なお、楽天ブラックカード家族会員様の場合は、本会員様同様の保険金額が適用されます。

保険金の種類	保険金額		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
	本会員様	ご家族			
傷害死亡保険金	5,000 万円	1,000 万円	日本国内において旅行行程中の事故によるケガのため事故発生日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）。 ^(注)	傷害死亡・後遺障害保険金の全額を死亡保険金受取人（指定のないときは被保険者の法定相続人）にお支払いします。ただし、同一保険年度に生じた事故による傷害に対して、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた金額をお支払いします。 ● 傷害死亡保険金と傷害後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は傷害死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。	- 故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った傷害 - 酒気帯び運転、無免許運転中、麻薬等を使用し、の運転中に被った傷害 - 脳疾患、疾病または心神喪失によって被った傷害 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った傷害 - 戦争（テロ行為を除きます。）、暴動などによって被った傷害 - 山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの特に危険度の高いスポーツをしている間の事故により被った傷害 - 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの
傷害後遺障害保険金	最高 5,000 万円	最高 1,000 万円	日本国内において旅行行程中の事故によるケガのため、事故発生日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が残った場合。 ^(注)	傷害後遺障害の程度に応じて、以下のとおり保険金をお支払いします。 傷害後遺障害保険金額×4～100%＝傷害後遺障害保険金の額 ● ただし、保険期間を通じて合算し傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	日額 5,000 円		日本国内において旅行行程中の事故によるケガが原因で事故発生日からその日を含めて 6 日経過後においてもなお、入院された場合。 ^(注)	事故発生日からその日を含めて 180 日以内の入院日数 1 日につき、1 日目の入院から入院保険金日額をお支払いします。	など

手術保険金	入院保険金日額の 10 倍 または 5 倍	日本国内において旅行行程中の事故によるケガの治療のため、手術を受けられた場合。 ^(注) ただし、保険金を支払うのは、事故発生日からその日を含めて 6 日経過後に入院または通院の状態にあった場合に限ります。	事故発生日からその日を含めて 180 日以内に手術を受けた場合、以下のとおり手術保険金をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術 入院保険金日額×10 ② 上記①以外の手術 入院保険金日額×5 ※ 1 事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。 ただし、1 事故に起因する傷害について 1 回の手術に限ります。
通院保険金	日額 3,000 円	日本国内において旅行行程中の事故によるケガが原因で事故発生日からその日を含めて 6 日経過後においてもなお、その事故を直接の原因として、通院（病院または診療所に通い、治療を受けることをいいます。また、往診を含みます。）された場合。 ^(注)	事故発生日からその日を含めて 180 日以内の通院の日数 1 日につき、1 日目の通院から 90 日を限度として通院保険金日額をお支払いします。 ● 長管骨、脊柱、上下肢の 3 大関節にギブス等を常時装着した時は通院日に含めることがあります。 ● 治療を伴わない、薬剤・診断書・医療器具等の受領等のためのものは通院日数に含まれません。

(注) 他社分を含む複数のクレジットカードを所有し、かつ複数の保険が適用される場合でも、傷害死亡・後遺障害保険金額および入院・手術・通院保険金額は、最も補償額の高いクレジットカードの保険金額が上限となります。

- 本内容は、概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、普通保険約款および特約などの規定に基づきます。

国内旅行の事故等については

楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル



0120-120-555

○受付時間：24 時間・365 日

○携帯電話・PHS からご利用になれます。

詳細は楽天 e-NAVI の「Rakuten Premium Club サービス詳細」をご覧ください。

<https://www.rakuten-card.co.jp/>

〈保険契約者〉 楽天カード株式会社

〈引受保険会社〉 楽天損害保険株式会社